

▶ 原則的な計算方法では課税価格を決定できないもの

次のような貨物は、「現実支払価格 + 加算要素 = 課税価格」という原則的な計算方法では課税価格を決定することができません。

◎ 輸入取引によらない貨物（売買がないもの）

例えば・・・

- ・ **無償貨物**

例) 代替品貨物（対価の支払いを伴わない貨物）

- ・ **委託販売のために輸入される貨物**

例) 本邦でのオークションで販売されるために受託者により輸入される貨物

- ・ **賃貸借契約に基づき輸入される貨物**

例) レンタルにて使用するために輸入される貨物

- ・ **買手が本邦に拠点を有しない輸入貨物**

例) 非居住者が国内の通販サイトへ出品するために輸入される貨物

◎ 輸入取引に特別な事情がある貨物

例えば・・・

- ・ **処分又は使用につき制限がある場合**

例) 輸入貨物を展示用としてのみ使用することを条件に、実質的に価格を引き下げて輸入取引をした場合

- ・ **特殊関係があり、輸入貨物の取引価格が影響を受けている場合**

例) 買手と売手の取締役が同一の者であり、当該関係により、特別な価格にて輸入取引をした場合

◎ 課税価格への疑義が解明されない輸入貨物

原則的な計算方法で課税価格を決定することができない場合、どのように課税価格を決定したらよいのでしょうか。

次からは、原則によらない課税価格の決定方法を見ていきます。

